

■心も体も元気な子供を育成するために 家族みんなで「早寝・早起き・朝ごはん」を実践しよう！

利府町立利府小学校 学校だより NO.2



# くるみ

令和5年4月28日(金)

## 【目指す児童像】

かしこく・やさしく・たくましい利府小の子

◎進んで学習する子供（夢いっぱい）

◎明るく思いやりのある子供（笑顔いっぱい）

◎健康でたくましい子供（元気いっぱい）

◎喜んで働く子供（力いっぱい）

新学期がスタートして、早いもので3週間が過ぎようとしています。周囲の草木も若葉に変わり、穏やかで心とします季節となりました。朝、1年生の教室をのぞいてみると、6年生の子供たちが笑顔で1年生の面倒を見ている姿が見られ、これから利府小学校を引っ張っていく新しいリーダーとしての頼もしさが感じられました。他の学年の子供たちも徐々に新しいクラスメイトと担任に慣れ、どの教室からも明るい笑い声が聞こえてきます。

22日には授業参観が行われました。子供たちの様子はいかがだったでしょうか。どの子も意欲にあふれ、目を輝かせて授業に臨んでいたことと思います。また、その後、行われた学年・学級懇談会にも多くの保護者の皆様に御参加いただきました。「ありがとうございました。」いただいた御意見等を参考にしながら、今後も学校・家庭・地域との連携を大切に、子供たちのために教職員一同、力を尽くしてまいります。これまで同様に、御理解・御支援をよろしく願っています。



## 学校からのお知らせとお願い

利府小学校には、前回のおたよりでもお知らせした職員の他に、次に載せる先生方にも学校を訪問していただき、指導・助言をいただいています。保護者の皆様の悩み事にも親身になって対応していただいています。

### 【先生の紹介】

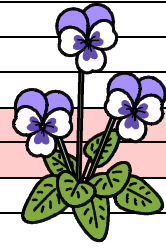
- ◇ 利府町学校教育専門員：先生  
主に、授業や研究について、学校の教職員がアドバイスをいただきます。
- ◇ 利府町教育相談専門員：先生  
児童が「困ったことや悩んでいること等」があった場合、話を聞いていただきます。また、保護者の皆様の相談もお受けいたしますので、教頭までご連絡ください。
- ◇ スクールソーシャルワーカー〔略称SSW〕先生  
児童や保護者の皆様の日常生活等の問題を、様々な面から考えてくださいます。保護者の皆様の相談もお受けいたしますので、教頭までご連絡ください。
- ◇ スクールカウンセラー〔略称SC〕先生  
児童の悩みなど、様々な面でサポートいただきます。保護者の皆様からの相談もお受けいたしますので、養護教諭までご連絡ください。  
※5月は17日(水)、31日(水)、6月は14日(水)、28日(水)の出勤予定です。
- ◇ ALT: Daved Thompson先生  
外国語(高学年)・外国語活動(中学年)の際、外国語・外国語活動担当(講師)と一緒に指導をします。



# 5月の主な行事予定

日	曜	行事予定
1	月	4校時限
2	火	引き渡し訓練 ※バス14:50
3	水	憲法記念日
4	木	みどりの日
5	金	こどもの日
6	土	
7	日	
8	月	2年内科検診 1年掃除開始 ※13:35下校, バス14:00
9	火	体育集会① 教育相談専門員来校13:20
10	水	3年内科検診
11	木	
12	金	委員会②
13	土	PTA奉仕作業7:00
14	日	
15	月	あいさつ運動

日	曜	行事予定
16	火	4年心臓検診
17	水	
18	木	
19	金	児童集会①
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	運動会全体練習 ◆弁当の日
24	水	2～6年 5校時限 (運動会全体練習予備日)
25	木	
26	金	2～5年 5校時限 6年運動会準備作業
27	土	運動会 ※下校12:30, バス12:55 ※雨天時：休業日
28	日	
29	月	振替休業日
30	火	◆弁当の日
31	水	5年プール清掃 ◆4年のみ弁当の日(校外学習のため)



## こんなことがありました



元気な1年生94名が入学してきました。これからの成長が楽しみです。



地震対応の避難訓練です。自分の命を自分で守るため真剣に取り組んでいました。



3年生が梨の学習に出掛けてきました。収穫の秋が今から楽しみです。

## 小学校の校庭を開放します

4月29日(土)から町内小学校の校庭を子供の居場所づくりの一環として、また、町民の憩いの場として個人に開放することになりました。開放日等は以下になります。使用される場合は校庭に設置される看板の注意事項をよくお読みになって、譲り合い楽しく使用していただければと思います。

1. 開放日 : 学校休業日(土・日・祝日)ただし学校行事日の場合は不可
2. 開放時間 : 日の出から日の入りまで
3. 使用者 : 町民なら誰でも利用できます。

※ただし、学校施設使用申請団体が使用の際はそちらが優先になります。

